

3. 維持管理に関する計画

| | | 計 画 の 内 容 | 維持管理に関する計画 | |
|----------------------------|------------------|-----------|--|---|
| 維 持 管 理 基 準 | 個 別 | 囲い等 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置した囲い等が破損した場合、直ちに修復及び復旧を行う。 2. 作業終了時又は作業員等が不在のときは、出入口を閉鎖し、門扉を施錠する。 | |
| | | 立札等 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講じる。 2. 立札その他の設置が破損した場合は、直ちに補修、復旧する。 | |
| | | 飛散及び流出の防止 | 埋立地の外に産業廃棄物が飛散及び流出しないように覆土、転圧締固め、散水等必要な措置を講じる。 | |
| | 管 理 基 準 | 別 | 悪臭防止 | <p>最終処分場の外に悪臭が発散しないように覆土、消臭剤の散布等必要な措置を講じる。</p> <p>又、悪臭の原因となる有機物は、極力受入をしない。</p> |
| | | | 防火 | 火災の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備え、常に所定の能力が発揮できるよう点検整備を行う。 |
| | | | 衛生害虫等の発生防止 | 最終処分場の敷地内にねずみが生息し、又蚊及び蠅その他の害虫が発生しないようにし、害虫等が発生した場合は、薬剤の散布等による駆除を行う。 |
| | 基 準 | 基 準 | 雨水等の流入防止 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 埋立地の周囲の地表水が、開口部から埋立地への流入することを防止するために設けられた開渠等の機能を維持するため、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じる。 2. 沈砂池、調整池等は、定期的に点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講じる。 |
| | | | 境界杭 | 敷地境界の変更点に杭を設置し、隣接地との境界を明確にし、杭が破損した場合、直ちに補修、修復する。 |
| | | | 法面保護 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 法面の植生保護のため、施肥等を適切に行う。 2. 法面の小段排水溝・縦排水溝は、適切に排水されるように定期的に点検を行う。 |
| 遮水工の管理 | | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆い保護する。 2. 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じ、その点検結果及び措置の記録は廃止まで保管する。 | |

| | | 計 画 の 内 容 | 維持管理に関する計画 |
|----------------------------|--------|------------------|---|
| 維 持 管 理 基 準 | 個 別 | 産業廃棄物の確認 | <p>搬入される産業廃棄物について、埋立処分できる品目以外の物の混入を避けるため、以下により管理する。</p> <p>(1) 排出業者からの搬入物について常に契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で確認する。</p> <p>(2) 車両から産業廃棄物を荷降ろしする前又は検量所で事前サンプル等と同一の物であるか否か確認する。</p> <p>(3) 埋立処分できる品目以外の産業廃棄物が荷降ろしされた場合は、排出事業者に速やかにその一帯を撤去させる。</p> <p>(4) 荷降ろし後の産業廃棄物から不定期（抜打ち）に産業廃棄物の採取を行い溶出試験を実施し、埋立を行った場所を確定し、試験結果が埋立処分できる品目以外であったときには、その産業廃棄物を排出事業者の責任において、その一帯を適正に撤去させる。</p> |
| | | 騒音、振動及び粉じんの防止 | 運搬車両等及び埋立作業に使用する機械により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう点検・清掃・散水等必要な措置を講じる。 |
| | 基 準 | 記録及び保存 | <p>1. 埋立てられた産業廃棄物の排出事業者・種類・数量・場所を記録し、廃止までの間保管する。</p> <p>2. 埋立てられた産業廃棄物の種類及び数量等及び最終処分場の維持管理に行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保管する。</p> |
| | | 閉鎖時の措置 | <p>最終処分場は、埋め立てられた産業廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生防止のため、必要な措置が講じられていることを確認した上で閉鎖する。</p> <p>尚、最終処分場を廃止する場合には、基準命令第2条第3項の規定に従う。</p> |
| | | たまり水の排除 | たまり水は、原則として埋立処分開始前に沈砂池等に導水する等適切に排除する。 |
| | | 擁壁等の保全 | 埋立てる産業廃棄物の流出を防止するため擁壁、堰堤その他の設備を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを防止し、必要な措置を講じる。 |
| | | ガスの排除 | 有孔管（200/mm）を設置し、埋立地から発生するガスを排除する。 |
| | | 処理能力に見合った埋立処分の管理 | 1. 搬入された産業廃棄物の敷均し、覆土、締固め等の作業を的確に行い、産業廃棄物を山積みで保管することのないよう、計画的に埋め立てを行う。 |

| | | 計 画 の 内 容 | 維持管理に関する計画 |
|----------------------------|-------------|------------------|--|
| 維 持 管 理 基 準 | 個 | 処理能力に見合った埋立処分の管理 | <p>2. 埋立処分にあたっては、産業廃棄物及び覆土の厚さ等を計測するため必要に応じ、丁張等を設置し、これにより計画を行う。</p> <p>3. 最終処分場を変更したり、産業廃棄物の各層の計画埋立高を超えて埋立処分を行わない。</p> |
| | 別 基 準 | 地下水の水質検査 | <p>1. 最終処分場の周辺の2箇所の場所から採取した地下水の水質検査を次により行う。 [分析項目：1回/月] pH、BOD、COD、SS、Cd、CN、Pb、Cr⁶⁺、As、Hg、アルキル水銀、電気伝導率、塩化物イオン濃度 [分析項目：4回/年] pH、BOD、COD、SS、Cd、CN、有機燐、Pb、Cr⁶⁺、As、Hg、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）、2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）、S-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）、ベンゼン、Se、B、F、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、電気伝導率、塩化物イオン濃度、大腸菌群数 [分析項目：1回/年] ダイオキシン類</p> <p>2. 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査及びその他の生活環境保全上必要な措置を講じる。</p> |

| | | 計 画 の 内 容 | 維持管理に関する計画 |
|----------------------------|---|------------|---|
| 維 持 管 理 基 準 | 個 | 浸出液処理施設の管理 | <p>浸出液処理施設の維持管理は次により行う。</p> <p>(1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。</p> <p>(2) 浸出液処理施設の機能の状態を、作業開始時に排水処理施設維持管理点検簿を用いて毎日点検し、異常を確認した場合は、速やかにその原因を調査し必要な措置を講じ、その点検簿及び措置の記録は、廃止まで保管する。</p> <p>(3) 放流水の水質検査を次により行う。</p> <p>[分析項目：1回/月]</p> <p>pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Cd、CN、有機燐、Pb、Cr⁶⁺、As、Hg、アルキル水銀</p> <p>[分析項目：4回/年]</p> <p>pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物類含有量、動植物油脂含有量）、フェノール類含有量、Cu、Zn、溶解性Fe、溶解性Mn、Cr、T-N、T-P、Cd、CN、有機燐、Pb、Cr⁶⁺、As、Hg、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）、2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）、S-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）、ベンゼン、Se、B、F、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、大腸菌群数</p> <p>[分析項目：1回/年]</p> <p>ダイオキシン類</p> |
| | 別 | | |

| | | 計 画 の 内 容 | 維持管理に関する計画 |
|----------------------------|---|----------------------|---|
| 維 持 管 理 基 準 | 個 | 中 間 覆 土 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物の厚さは、原則として各層3m以下とし、各層の間に土砂等の中間覆土を50cm以上行う。 2. 中間覆土の施工が支障なく行えるよう産業廃棄物の搬入を計画的に行う。 3. 中間覆土に必要な土量は、常に確保しておく。 |
| | 別 | 産業廃棄物改良工事 (地震対策) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 混合改良材（セメント）の添加量は、廃棄物単位重量比の30%以上を標準とし、設計強度の確保を行う。 2. その日の改良範囲の産業廃棄物に混合改良材を攪拌し、締め固めを行う。 3. 降雨時は、攪拌作業及び改良部の埋立は中止する。 4. 管理項目と品質確認頻度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質管理 項 目：廃棄物の種類、混合改良材量、密度（締め固め度）、改良幅（範囲） (2) 品質確認 頻 度：改良部の強度試験は、改良厚さ1.0m及び5000㎡ごとに3ヶ所以上行い、試験日、場所（座標管理）、標高を記録保管し、試験結果の資料を廃止まで保管する。 5. 強度不足対策 万一、改良部の強度試験の結果において、強度の不足が生じたときは、直ちに地盤改良作業等を行い修復し、その改良工事内容等を作成し、廃止まで保管する。 |
| | 基 | 産業廃棄物改良範囲の 背面排水処理 | <p>産業廃棄物改良範囲背面の浸出水位の上昇対策（溜まり防止）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 浸出水管の配置 {2段配管（低底部と中間部）}。 (2) 浸出水管・集水ピットを設け保有水の集水能力を高める。 (3) 産業廃棄物改良範囲の浸出水管径(400/mm→1000/mm)を大きくし、集水能力を高める。 (4) 浸出水を集水ピットへ導くように、産業廃棄物の埋立・覆土勾配・転圧を考慮し、集水ピット方向へと施行する。 (5) 埋立後、排水の悪い個所を発見したときは、速やかに改善等の処置を行う。 |

| | | 計 画 の 内 容 | 維持管理に関する計画 |
|----------------|------------------|------------|--|
| 維持 管理 基準 | 個 別 基 準 | 埋立処分終了後の管理 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 埋立処分が終了した埋立地は、跡地利用を考慮し、おおむね厚さが1m以上の土砂等で覆い、転圧締め固めし、開口部を閉鎖する。 2. 閉鎖した埋立地については、損壊を防止するために必要な措置を講じる。 3. 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設ける。 |
| | | 調整池の維持管理 | <p>調整池の維持管理体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理責任者の任命 2. 週／一回の巡回 3. 降雨時の見回り 4. 沈砂池の容量の確認 5. 異常時の緊急連絡先の確認 |
| | | 処理施設の管理 | <p>埋立作業終了時に処分場維持管理点検表を用いて、毎日点検し、異常を確認した場合は速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じ、その点検表及び措置の記録を廃止まで保管する。</p> |
| | | 堰堤の管理 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 堰堤の築造時及び完成時において、降雨による表面土砂の流出を防ぐため、表面土砂が安定するまでの間は、養生シートを布設し、土砂流出を未然に防ぐ。 2. 堰堤の築造工事は、極力梅雨時期を避け土砂流出を未然に防ぐ。 3. 各堰堤の完成後、3ヶ月ごとに200mに1箇所、変位・沈下量の測定を行い、異常を確認した場合は、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じ、その観測結果及び措置の記録は廃止まで保管する。 |